

第1回 東近江市市民協働推進委員会 会議録

開催日時 平成24年7月9日(月)午後7:30~9:30

開催場所 東近江市市役所 3A会議室

出席者

市民協働推進委員 中川幾郎(顧問)、深尾昌峰、森田初枝、北川久補、河島修、上田祐子、楠神渉、端信子、廣田喜紀、井上泰夫、川戸健一、井尻久嗣、土井正義、大林正平(欠席:小倉昌和、北川陽子)

市民協働推進連絡会議委員 三上俊昭、福井健次、久保文裕、西澤静朗、村田淳子、井口みゆき、藤井盛浩、高山幸生

事務局 旗野企画部長、木下企画部理事、南川企画部次長、田中企画部次長、まちづくり推進課 黄地、山田、今村

支援コンサルタント (株)ジャパンインターナショナル総合研究所

議事

1. 正・副委員長の選出について
2. 会議公開規程の制定について
3. 委員会の概要について
4. 基調講演 「今、なぜ市民協働なのか？」

講師:委員会顧問 中川幾郎 帝塚山大学教授

5. 意見交換

会議録

開会

【事務局より開会のあいさつ】

【議事の進行は、初回の会議で、委員長・副委員長選考までは事務局で行い、その後の進行は委員長の方でお願いします】

(市長あいさつ)

みなさん今晚は。

暑い日となりましたが、今年は昨今の電力受給の現況からして、節電は避けて通れない問題となりました。電気を使うことが当たり前という今日の状況下で、今夏の過ごし方を考えていく上でよい機会になると思います。

この度、庁舎の耐震工事をする予定ですが、その際に省エネをうまくできるよう考えています。

さて、第1回市民協働推進委員会にご多忙の中、御出席いただきありがとうございます。そして、今回委員としてご快諾していただいたことに厚くお礼を申し上げます。委嘱状は、委員一人ひとりに渡らせていただきたいと思いますところですが、時間の都合上手元に置かせていただきました。ご了承ください。

東近江市は、合併して早7年半が経過いたしました。市民の皆様方には合併後の期待が大きいのではないかと思います。地方分権が進む中で、益々地方自治が注目されております。

これからの本市の歩みは、大幅な方向転換をしていかなければならない時期にきています。

このような中で、「市民協働」をどのような形で取り組んでいくか、私どもの方から提案をさせていただき、委員の皆様とともに議論を深めながら進めていきたいと思っています。

これからの東近江市は、市町村合併という経過をふまえ、また様々な地域性の中で、今回「市民協働」という共通のテーマを通じて、まちづくりを考えております。

委員の皆様には、2年後には、合併してから10年という節目の年になり、今後の10年をどのように迎えていくか、是非ご議論をいただき、そして提言をいただいたものを、新たなまちづくりの指針にしたいと考えております。どうかよろしく願いをいたします。

開会にあたりましての挨拶といたします。

【委員それぞれによる自己紹介】

【委員16名の内、本日出席の委員14名（欠席委員2名）がそれぞれ自己紹介をする。欠席委員2名は、事務局より報告。】

【その後、出席職員3名、事務局3名の後、市民協働推進連絡会議委員9名の紹介と業務支援コンサルタントである株式会社ジャパン総研2名が紹介される。（p2・委員名簿参照）】

正・副委員長の選出

委員長・副委員長の選出について、東近江市市民協働推進委員会要綱第4条の規定により選出される。委員長に龍谷大学の深尾昌峰先生、副委員長に蒲生地区まちづくり協議会の森田初枝さんが選出される。（全員賛成）

（委員長あいさつ・深尾委員長）

まず初めに申し上げたいことは、筋書きのない、本音で語り合える委員会にしたいということです。そんな雰囲気作りのお手伝いをしたいと思います。本市は私のルーツにも関わる所でもあるので大変嬉しく思っています。

今までは行政の事業を、いかに市民も含めて実施するかというのが「協働」というものでしたが、私自身はそうではないと思っています。自治のとらえ直したと思っています。限られた資源の中で自分達の自治をどのように考えていくのかを、「協働」というキーワードで、皆さんと共に考えていきます。

これからは、私達の社会が大きく構造転換をしていく中で、限りある地域資源を活かして、幸せに生きる社会を、総力戦で行政と市民がつくり上げていかなければなりません。そのような議論をしながら、皆さんと共に楽しみながら歩みたいと思います。2年間よろしく願いいたします。

（副委員長あいさつ・森田副委員長）

私は、地域活動を始めてまだ数年しか経ちませんが、私達だけでは動きにくかった地域活動が、ある時から市や県の職員さんがお手伝いをしてくださり、物心両面に渡るご支援をし

ていただいた経験があります。そこで「協働」の素晴らしさというものを実感いたしました。地域課題の解決の方向が「協働」というものにあるのではと、そんな気がいたしております。皆様と共に議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これからは深尾委員長にお願いします。

(委員長)

改めましてよろしくお願いいたします。

まず、「市民協働委員会の会議の公開に関する規定について」を事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料に基づき説明】

【毎回会議録を作成し(発言者の名前はふせて)、会議録をホームページに掲載することを説明】

(委員長)

何か本件に関しましてご質問ご意見はありませんか。どんどん公開していくことが望ましいと思います。ホームページにアクセスされる前に委員に確認のプロセスは踏んでもらえるのでしょうか。

(事務局)

委員全員にご確認をいただくのは、時間の都合上難しい面もありますので、事務局で判断した上で公開をさせていただきます。委員個々の名前を掲載することはありません。

(委員長)

時間的な制約もあり、ある程度事務局で判断し精査をした上で、公開していく運びとなるようです。この件は事務局の提案通り、ご承認いただいたものとして進めさせていただきます。【会議公開規程可決】

これからは、委員会が何をやるものか。また、具体的にどれくらいのスケジュールでどんなことを考えていくのかを、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

【東近江市市民協働推進委員会の概要(委員会設置の趣旨、委員会の役割、平成24～25年度検討事項、協働のまちづくり推進事業の体制)と委員会の今後のスケジュールについて資料(ページ4～6)に基づき説明】

【なお、参考資料として、「協働の定義、主な協働に関する経過、協働の担い手の現状」を7ページに掲載し、8ページには、市長から当委員会への諮問書を掲載。その他、東近江市協働のまちづくり推進要綱(ページ9～12)、最後に東近江市市民協働推進委員会要綱(ペ

ージ13)について説明】

(委員長)

只今説明をいただきました委員会の概要、進め方、日程的な事も含めて、何かご質問やご不明な点がありましたら、ぜひいただきたいと思います。

(委員)

メンバーの中にジャパン総研の方がいますが、どういう経過で、どういう位置づけで入っておられるのですか。

(事務局)

この委員会と庁内会議の両方において、お手伝いをいただきます。プロポーザルという形で企画提案をしていただき、選考の結果、その提案が優れていたため、ジャパン総研に決定をいたしました。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。

また、後でも多少の時間をとっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長として皆さん方にぜひお願いをしたいのは、予定調和で進めたくないと思っているということです。今までの委員会ですと事務局が案を用意して、それを学識経験者等が追認をするというものが多かったわけですが、この委員会自体が市民協働の実践の場でもありますので、いろんな意見を闘わせ、建設的な議論を行いながら、積み上げていきたいと思っています。

そのような意味では、事務局が考えているようにスムーズに行くとは限らないと思っています。議論が多様になってきた時には、少し皆さんに時間を割いていただき、時間をかけていくこともあり得ますし、その場での判断をさせていただき、全体としての時間が多くなるかもしれませんが、それ自体が東近江市にとって非常に大事なことでと私自身思っています。皆さん方の主体的な参加をお願いします。

次回以降は、皆さん方と一緒に議論をする場、例えば、ワークショップを多用しながら、もう少し意見が出しやすいよう、テーマに即して議論できるように考えていきたいと思っています。

今日は、この後中川先生に「今、なぜ市民協働なのか？」という基調講演をお願いし、基本的な部分を揃えさせていただき、理解を深めていきたいと思っています。その後、皆さん方から質問等をいただきながら進めていきます。

それでは、先生よろしく願いいたします。

基調講演 「今、なぜ市民協働なのか？」

講師：委員会顧問 中川幾郎先生 帝塚山大学教授

(中川顧問)

皆さん今晚は。

今ご紹介いただきました、中川です。

滋賀県との関わりでは、県文化審議会の座長代理で文化基本計画を作りました。その他、大津市で協働のまちづくりアドバイザー、草津市で協働のまちづくり条例策定委員、近江八幡市個人情報保護、情報公開審議会会長（現在休会）を務めていました。私自身、滋賀県との関わりが多いです。

以後の皆様方の議論を深め、共通認識を持っていただくためにお話をしたいと思います。

なぜ、いま「参画・協働」ということを言い出したのか。非常に厳しい面と、明るい面の二つがあります。厳しい面は、もうこの国は潰れかかっているということです。中央政府は、財政的に持ちこたえられない、限界にきています。国・地方の借金が1000兆円に近づいています。もう少しで日本の国債は暴落寸前にきており、何ともならない状況が国の現状です。一方地方財政は、国の財政状況が厳しい中でもそれなりに支給され続けており、地方交付税頼みの財政状況が続いています。ですから地方自治体と国では、危機意識にかなりの温度差があり、このままでは駄目だというのが私の認識ですが、皆さんはいかがでしょう。

地方自治体自身が依存型の体質から脱却して、自ら経営能力を持ち、回復していくことが必要になってきています。一気呵成にはいかないかもしれませんが、日本は、変化の激しい社会情勢となっております。大阪市の橋下市長が言っているように、地方交付税交付金制度を廃止せよという意見も出てくるわけです。消費税すべてを交付税に移転してしまえという人もいます。仮に、もしそうなったら自治体は自己責任でやっていかななくてはならなくなります。実はその時が着々と近づいていると私は思います。

そういう意味で、自治体行政や自治体議会に危機意識が迫っていると思います。議会および行政が担当する東近江のような大きい自治体経営のことを団体自治といいます。それに対して住民自治、東近江市の場合は市民自治といっていますが、住民自治というのは行政学の世界の人達は、団体を統制する権利だと言っています。例えば首長を辞めさせる、議会を解散させる、あるいは請願の権利、陳情の権利、事務監査請求の権利、条例の改廃制定請求権、50分の1以上のいわゆる有権者署名によって発議ができます。このような制度が住民自治だというのが、クラシックな定義でした。私どもは、住民自治のある一部分を言っているのにすぎないと思います。鹿児島県阿久根市のような町の場合は、発動するのが容易だと思いますが、10万都市東近江で頻繁に発動するとなると、町が相当混乱していることとなります。

住民自治にはもう二つあります。それは、面としての住民自治、いわゆる地縁型住民自治といいますが、土地というものを媒介とした住民自治や地域共同社会を自己統治していく住民自治です。

もう一つは、市民社会の中に共通課題として存在している様々な奥深い課題として非常にニッチな課題もあります。例えば障がい者の問題、在留外国人の問題、認知症のお年寄りを抱えている家族の問題、色々困難な課題はありますが、諸々の課題を有し市民の協力によって解決していきましようというものがあります。地縁血縁にこだわらない、個人個人が自立した連合体であるNPO等の自己解決能力をもった自治の力、それも住民自治だと私は思います。

私は、面としての住民自治を「横の住民自治」、奥深い課題を解決していくのが「縦の住民自治」、あるいは「深さの住民自治」だと思います。それでは、団体を統制する非常発動権は何ということかという、「斜めの住民自治」ということにしています。ほとんど使いません。

この三つの住民自治がしっかりしてこそ団体自治がしっかりしてくるのではないかと、そういう関係だと思います。言い換えますと、市民自身が経営者として成熟しない限り、自治体そのものをうまく統制しコントロールできない、というようになってくると思います。アンソニー・ギデンスなどは、別の言葉で言っています。「民主主義というのは、制度的に保証されているかも知れませんが、現在もなお発展系のスタイルであります。完成系ではありません。」ある意味では民主主義がもっと民主化されねばならないとっています。そのプロセスを深めていくのが、私は「参画と協働」だと思っています。だから、本来の地方自治を深めていくための手法であるということです。

先程申し上げたように団体自治と住民自治の二つあるといいましたが、東近江市の参画であるとか要綱とか条例は、団体自治のもう一つの担い手である議会に関しては、少し外したスタイルではないかと思っています。議会も含めて一緒に考えると、これは自治基本条例になってきます。当面は首長が代表している自治体行政機構対市民との関係をどう創っていくかという内容だと思います。

そこで、「協働」という言葉や「参加」という言葉が使われています。参考資料9ページの「東近江市協働のまちづくり推進要綱」をご覧くださいと思ったら分かりますが、第2条第3号でいっていることは、すべてのプロセスで市民が関わることなので、市民が参画をしていくことだと思います。よって、東近江市の場合は、「参画と協働が保証されている」と思ったらよいのではないのでしょうか。

次に「協働」ですが、第5号をご覧ください。わかりやすく説明しますと、元の7ページの、「市民協働」とは、協働の中でも、特に市民と行政が協働する関係性のことを指していると考えられていますが、個人市民、市民活動団体、事業者という区分があるということです。ですから個々には、市民ボランティアというものもあるし、まちづくり協議会というコミュニティ系の団体もあるし、単位自治会、NPO、事業者も入っていますので、当然、株式会社などの企業もパートナーとして対象になっています。そういう広がりがあります。

さて、7ページの中段に箱で区切ってある5つの箱の部分で、A（市民主体）、E（行政主体）の2つは、今回の議論の対象から外します。斜めに線が引かれている、B（市民主導）、C（市民・行政）、D（行政主導）の3つが今回の協働の領域になってきます。

D（行政主導）の斜めに線が入っている部分は、行政が最終責任を持ちますが、市民、市民活動団体、企業に代わって仕事をしてもらい、その効果性を発揮しようということですから、支出費目でいいますと、事務事業委託料、または工事請負費になります。土木の関係でいえば、もう昔からやっていることです。先ほどの市長の挨拶の中で、耐震の関係で庁舎の建て替えの話をしていましたが、地方自治法の原始的なスタイルでいきますと、市長自らが現場監督をし、職員さんがモッコを担いで、セメントをこねて、設計図も作って作業を行わなければならないわけです。とんでもない建物が出来るとは思いませんか。ですから、専門の技術で工事を、施工監理を、設計を、行ってくれる所に委託するのがもっとも効果的に仕事

ができるわけです。しかもコストが安く済みます。これら一連のことを工事請負といいます。が、事務の場合は委託と言います。ですから斜めのグレーゾーンが民間の力を借りている委託支出の部分です。

B（市民主導）の箱のところで白い部分がありますが、この部分は行政が手を出し参加しているわけです。いわゆる補助金、あるいは助成金です。例えば民間団体のまち協が、みんなのお手本になる、良い意味での呼び水になり、そのリーダーシップに対して助成金を出している。公益的にかなうことです。民間の公益性を認めたことに対して支出している補助金ということです。

ですから、BとDの部分は、行政が民間団体に対して助けてもらったことに対して委託料を出す。行政がよく頑張っている民間団体に対して助成金を出す。同じ支出するお金でも全く意味が違うということを理解してください。しかし、両方とも協働になります。

箱の真ん中のC（市民・行政）というのは、お互いに折半しましょうという領域です。折半領域というのはまだまだ未開発の部分がありますが、例えば神戸祭りというのがありますが、神戸商工会が主催してやっています。神戸市役所も応分の負担金を出しています。まったく民間ベースでやっていません。負担金、分担金として出しています。もう一つ神戸にはルミネリエがありますが、完全に民間ベースです。神戸市役所は最初手出しをしていませんでした。ところが年々派手になっていかなるを得ない状況となっており、その割に地域の利益につながっていないという一面があります。主催者側の収益は、年々赤字になってきて、去年は2000万円の赤字で、今年は2800万円に拡大するといわれています。ところが、来場されるお客さんは、鰻登りに増えてきています。それでも神戸市全体の活性化という点では、公益性が高いということで、赤字補填は神戸市が補助金という形で負担します。祭りひとつでも行政がリードして行っているものもあれば、官民合同でやっている祭りもあります。その他民間主体で行っているもの、この他に社会教育事業や社会福祉事業でもこのように、三通りがあります。ですから、何でも役所の責任ではないということです。

「参画」でも行政経営に市民が参画してくださいというのがあります。市民社会経営、まちづくり協議会経営等にも行政は参画しています。地域担当職員を貼り付けるとか、アドバイザーを派遣するとか、それぞれの団体が、自覚し自立していくために、行政が応援する仕組みでもあるので、それは、行政の市民社会への参画になります。そういう意味で、相互乗り入れの世界になっています。「お互いがお互いを助け合う姿が、それが本当の地方自治ではないのか」という考え方とってください。

「協働」という言葉は何も目新しいものではありません。元タインディアナ大学のヴィンセント・オストロムが言い出した言葉で、コープロダクションというのが元々の語源です。ヴィンセント・オストロムは、むしろ奥様で有名になられた方です。エリノア・オストロムは昨年女性で初めてノーベル経済学賞を取られた経済学者です。今から10年ほど前にインディアナ大学及び大学の立地するまち当局、住民、学生、教員、全部が総ぐるみになってこの町を良くしていこうという運動を起こしたときに、コープロダクション（総ぐるみ）という言葉が使われ始めました。そこでコープロダクション（総ぐるみ）の中身を具体的に実践していく手法として、「協働のまちづくり推進要綱」第16条の2をご覧ください。協働の原則ということが書いてあります。（1）～（7）まで、非常にわかりやすい形で書いてい

ます。この中で追加をした方が良いと思うものが何点かあります。

そのひとつは、「補完性の原則」といまして、強みと、強みを交換しようというものです。民間団体の持っている強みと行政の持っている強みとお互いに補い合おうというもので、その際、お互いの弱みも見えてないといけないことになります。

次に情報の公開ですが、今日では第三者に対する公開の話であって、当事者同士で、パートナーを結び当事者同士は情報の共有をしなければならないといわれています。

また、「評価の原則」として、期限を切ることが大事だといわれています。いつまでも「協働」といっていても、馴れ合いになっているのでは、第三者からみると癒着ではないのかと、お叱りを受けることもあるわけです。どの事業に関しても3年を目途にしましょうというように、物事のステップごとに期限を区切って、その期限ごとに評価をして、そして第三者に経過を公開していく事が大切です。

次に、「共に変わる」というものがあります。「協働や参画」などのスタートラインの時は、協働疲れというものがありました。二度と協働事業はやりたくない、担当職員は人事異動を希望するものも出ました。戦死寸前の職員が続出し、文化的摩擦のために疲れ果ててしまうケースがありました。一方協働のパートナーである民間団体の方も「だから役所は！」と民間目線で見ることもあったようです。その原因は何かといえ、あえて相手の文化を学ぼうとしないからです。

役所の方も、地域は理解する人が少なく、文句をいう人が多いという文化が一時ありました。「地域に下ろして」という言葉が未だに議会答弁で出てくるのです。これは、非常に不愉快な話です。実際の地域社会では、ものすごく平均学歴が高くなってきています。そのような地域社会の高い知的水準の実態をみた時に、上から目線でものをいえる訳がありません。役所も以前と違って、もの凄く知的レベルが高いです。今、役所に職員として入るためには恐ろしいほどの競争倍率ですから、一昔前の公務員などおりません。もの凄い競争の中で生き抜き、知的レベルが高く、極めてモラルが高い職員集団だと私は理解をしています。それを、20何年前のイメージで見ているわけです。その辺の文化格差をお互いに煮詰めていく努力をしないと駄目だと思います。これが、いわゆる「イコールパートナーの原則」であり、「相互変革の原則」といいます。

先ほど申し上げました、助成金と委託金については、「協働のまちづくり推進要綱」に書かれております。第11条、補助金は市民責任でおこない、第19条、協働委託は行政責任としておこなうことを理解してください。

では、先ほど申し上げました、市民活動団体と、まちづくり協議会、自治会と並べてあることの意味を確認しておきます。これは、社会的にいいますと、NPO(市民公益活動団体、特定非営利活動促進法に基づくNPO団体等)は同じ市民で構成されている団体であっても、有志市民結社です。地域とか地縁にこだわっていない、場所を離れてつながりあっている、個人市民結社です。

それに対して、まちづくり協議会、自治会は、コミュニティ系の団体です。コミュニティ系の団体とアソシエーション系の団体とは、結束、運営、動機、意志決定スタイルが全部違います。これを混同しないでいただきたいと、いつも言っています。ただ、まちづくり協議会という大きな組織になりますと、地縁型団体のようなカラーを出すわけにはいきません

ので、コミュニティを結集して作ったアソシエーションと理解した方が良いと思います。このような単位の自治会は、いわゆるコミュニティの原型に近いので、暖かさ、血の通ったところは極力生かす、残すという方法で、政策は打った方が良いと思います。

東近江市を支えている市民、市民団体は、個人というベースと家庭というベースと地域社会というベースとの連合体としてつくられているアソシエーションです。なぜ、区別しなければならないのかといいますと、実は、顔と名前が分かり合っている地域社会を回復することが今最も急がれていると、私は思っているからです。

現在社会は、バーチャルではなくデジタルになってきていて、直接会って話をすれば分かり合えることでも、ネットの世界では、人を攻撃、批判することが蔓延しています。非常にハイリスク社会の中で人々は、溝をつくり亀裂を生みつつあります。早く克服して、回復していかないと、地域社会は崩壊の危機にあると思います。そういう意味で単位自治会の活動が大事になってきています。

面識的社会、つまり顔と名前が分かり合っている社会を大事にしないと、自治は滅ぶと思います。地方自治の社会を契約社会と思ったら、最後は壊れてしまうことになります。そのような意味で、「参画、協働」という限り、血の通った皮膚感覚のある、ミニコミュニティ（単位自治会）を蘇らせていただきたい。そして、ミニコミュニティではとても太刀打ちできない、奥深い専門性の高い仕事はNPOが受けて立つということになります。

縦の住民自治、横の住民自治を活性化させる為に、「協働、参画」は、つくられるべきだと思います。皆さんの議論のお役に立てば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

（委員長）

今のお話を聞いていただいて、せっかくの機会ですのでご質問、ご意見はありませんか。

（委員）

これからの会議を進めていく中で懸念されることは、お互いの交流がなかなか進まない面があることだと思います。一番基本的なところであり、委員や市民の中でも主体的に関わろうとしている人達、そして行政側の人達との交流、つまりお互いの顔と名前が分かるような交流が最も大切であると、私は考えています。できれば、官民交流の研修会を制度化し、そこで本音で議論できるような研修会を、提案したいと思います。

（委員長）

そうですね。ご提案の研修会なども開催すれば良いと思いますし、庁内の職員だけで開催していたものを、委員、市民が一緒になって研修を受けた方が良いと思います。また、ぜひ深めていきたいと思います。

（委員）

どの会議でもそうですが、意志決定の前提になっている、事実に関する認識が共有できていないと、なかなか進まないことがあります。これからの会議で色々なことを議論するとき

に、大切なことだと思えます。

(委員長)

中川先生も言っていましたが、情報を共有しながら時間的な制約もあるかと思いますが、事実に関する認識をこの場で積み上げながら進めていければ良いと思います。この場で何かを決めていくというのは少ないと思いますが、違う意見を同時に提案することも可能だと思います。条例に関しては、最終的に意志決定や判断をするのは、議会ということになります。これからの議論を進めていく上で、変容性もお互いに担保したいと思えます。

(委員)

中川先生のお話の中で、国債が暴落する可能性があると言われましたが、「協働」という考え方を進めるのは、「小さな政府を目指していく」ということですか。そして、協働を進めるとするのは、地方自治の中で、「足による行動を活発化させる」というものですか。

(顧問)

どちらも、難しい質問です。国債が暴落する可能性は、何も私だけが言っているわけでは、ありません。世界中が言っていることです。なぜかといいますと、今まで日本国内の銀行の国債引き受け率が95%だったものが、最近どんどん減ってきており、その反面、外国で買われています。今では1割近くになっています。もし、外国のファンドが投げ売りをすると、暴落する危険性がかなり高くなります。もし、国債が暴落すれば、ハイパーインフレが来ることは間違いありません。そして、日本の国は、財政的に破綻いたします。そのことと、「小さな政府」とは、直接結びつかないと思っています。それよりも、国も、地方も総ぐるみで、みんなでみんなを支え合う社会をつくらないと、今の日本は、危機的な状態にきているということです。国と地方は、契約による関係といっている事態ではないのです。

そのためには、地方自治の世界で、まずは自分たちの地域で経営できる能力を回復し、自分たちの政府を自分たちで経営監視し、経営評価できる力を持っていなければなりません。そうすることによって、行政もよりよく変わっていきけるだろうし、議会ももっと活性化するだろうということです。

それから、日本ではいわゆる地方税に関する課税自主権がほとんどありません。同じ県内であればかろうじてあります。よって、サービスが高い地方に移動することはあるかも知れません。

(委員)

私たちが「協働」という位置づけを考えていった時に、先生の話では、やはり中心になるのは、まち協や自治会のコミュニティで、そこにNPOさん等の縦割りの協働を入れてくるという考え方ですか。

(顧問)

原始的なコミュニティというのは、家族です。家族の関係がそのまま横の面的に応用でき

る範囲をコミュニティといいます。だから、東近江市でいうと、小学校区単位です。小字単位の地域集落をコミュニティといいます。そこを越えていくと、顔と名前が分からなくなります。小さな町内会、自治会でしたら、あうんの呼吸でものが言えます。規模が大きくなれば、せっかくのコミュニティ社会でもアソシエーション化するという事です。反対に課題別に集まっているNPOでも、長年に渡って仲良くやっていると、ミニコミュニティ化しません。家族みたいになり、逆に足抜けができなくなります。

(委員長)

職員の皆様方は、何かありませんか。

(委員)

「協働」の中には、厳しい面と楽しい面があると言われましたが、楽しみな面とはどんなことですか。また、協働に成功されている事例がありますか。

(顧問)

楽しい面は、人間同士の縁が深くなって、顔と名前が分かってきてコミュニケーションが活性化するという事です。新しいアイデアや相談しても解決が見つかりやすくなります。人間が孤立しないで済むということです。どこかで誰かが支えてくれるという、関係が生まれます。思いも寄らないビジネスチャンスがそこから生まれるというケースもあります。

私の町内会青少年活動でのことですが、一生懸命地域活動をしていた2人の友達があり、その内の一人が10年経ってから私のゼミの後輩であったことが分かりました。その彼は、後に空調会社の常務取締役になって、今子会社の社長をやっています。

もう一人は、三井物産の社員でしたが、上司とけんかして辞めてしまいました。当時36歳。もらった退職金で徹底的に地域活動をしていました。地域活動を通じて先程のような縁ができたり、紹介してもらったり、助けてもらったりすることが、たくさん出てきます。

(委員長)

他にいかがですか。

(委員)

先生が、職員に意見を求められても、なかなか意見が出てこない。そのの所をお聞きしたかった。職員の方々は、やはり組織の人間として出ていますので、どうしても個人的な考えや意見は言いにくいのではないのでしょうか。我々も理解しなければなりません。職員の方々も私達と情報を共有する意味で、意見を出していただきたいと思います。

(委員長)

どうか遠慮せずに意見を出していただきたいのですが。

(委員)

市長さんにお聞きしたいのですが、9ページのところで先生がおっしゃられた、第2条の3の市民参加というところで、すべてが参画だと理解して良いのでしょうか。

(市長)

そのために今日お集まり願ったわけですから、その通りです。それぞれの方々が色々な関わりを持っていただければ結構だと思います。文言に、改める必要がありましたら、皆さんの議論の中で、後日改めれば良いのではないかと思います。

(委員長)

第2条の3,(市民参加)の内容が「参画」になっていますので、参画と理解をすれば良いと思います。

(顧問)

議論を整理するために申し上げますと、計画立案のみ、評価の段階のみ、実施段階のみ関わりたいというのは、いずれもOKです。ただすべての回路が参加の回路で開かれているのが大事なところです。総合計画というような、最高位の計画から、祭りの実行委員会まで色々ありますが、自分の選択で選べばよいわけです。ただし、個人情報保護や身分に関わることとか、例外的に完全に公開できないものもあります。

(市長)

委員さんのご意見の中に、職員と市民が交わる話が出てきましたが、実際には今まで色々な試みをしてきました。今日はできるだけ皆さんの意見を聞くという立場ですから、意見は少ないのではないのでしょうか。市長がにらんでいるからということではないと思います。

今までも行政職員が市民との関わりを深める取り組みをしてきました。これまでの審議会では、行政職員が会議に出席することはありませんでしたが、今回は可能な限り関わっていく機会をつくっていますので、次回からもよろしく願いいたします。

(委員)

今市長が話されていたように、環境の問題であるとか、あるいは人権問題とか、子育ての問題等で、プロジェクトや会議が立ち上げられていると思いますが、そのような中で参画・協働の事業が進んでいる部分もあると思います。そういったすべてのものを、プラン、ドゥ、チェック、アクションをしていくものなのでしょうか。

(委員長)

個別の事業のプランをつくったり、チェックをしたりとかではないと思っています。その大枠になるルール、例えば、進め方だとか、意志決定のルールだとか、先程の参画も含めたルールや仕組みを考えていくことだと思います。

その中で、今までやってきた協働事業について検証するということがあると思いますが、この会議では、施策を検討したり、検証したり、評価したりする場ではなくて、その根本の

ルールをつくって最終的には条例までもっていくことです。個別のチェックはないと思います。

(顧問)

先程、私が不正確なことを言いましたので修正いたします。各市町村の標準的な税に関してはあまり差はないのですが、料金に関してはかなりの差があります。国民健康保険料や、介護保険料、使用料、自治体によっては、かなりの格差があります。それによって住民が足のおくところを考える、というのは充分あり得えます。

(委員長)

だんだん時間がせまってまいりました。そろそろまとめに入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料の7ページの方に「協働とは」の図が書かれていますが、Cの市民と行政の折半型の例として、神戸の祭りを例に上げてくれましたが、滋賀県だどどのようなものが、折半型になるのですか。

(委員長)

例えば公園の管理などはうまく進んでいる所があるように思います。今まで行政責任だと言われてきていましたが、遊具に何か問題があったときも行政が謝るわけです。昭和40年代に作られた児童公園は今荒れはてています。例えば協働型で整備したものでは、今までですと行政が公園整備をすると整備費用が2000万円くらいかかったものが、それを今100万円くらいで抑えた地域があります。100万円は行政が出したわけですが、そこに東屋が欲しいとすると、地域内のどこかから工務店のおじさんを連れてきて、材料費のみを渡して東屋を作ったり子供たちが公園に落ちているゴミがあれば拾って帰ってくるなど、皆がその公園のオーナーシップを持ち始めます。参画をしていく中で、自然と愛着とか関係性とかができてくるのです。そして、その公園では事故はほとんど起こっていません。京都市の事例です。まだまだこのような事例は生活空間の中にたくさんあります。このまちにも、先程のような事例があると思います。次回以降の会議で出していきながら、議論が深められたらと思います。

(顧問)

イメージをもつために、具体的な事例を話して欲しいわけですね。

(市長)

東近江市にも、このような事例があります。材料支給事業というのがあります。場所は八日市に清水川という河川がありますが、材料やリース代のみを市から出させてもらって、地域の人達に工事をしてもらった事業があります。金額的にも4分の1程度で済んだ訳ですが、

それよりも地域内で、土建屋さん、造園屋さんがいてみんなで施工したので、その後、地域の人達はその河川に愛着を感じているようです。

(顧問)

むしろ、市民側からすると、市民行政のいわゆる中間協働型のものが、一番見えにくいと思います。何故かといいますと、行政側の責任や市民側の責任論、つまり、二分法で考えています。その中間もあるというのがあまり理解されていない。市長や委員長がおっしゃられた話も同じことです。例えば、街路灯も、ある町に行けば、工事代、電気代もすべて市が負担していますし、私の住んでいる豊中では、土木部が負担しています。住んでいる場所によって負担割合が全く違います。地域によってルールが色々あります。ローカルルールの世界です。なぜ、そのようなことが起こっているかということ、市町村合併によるのだと思われま

(委員長)

そういう意味では、一つの作業は常識を疑っていくということです。今まではこうだったということにこだわらずに、こうしたほうがいいのではないかということ、自由闊達に。大きな政府か小さな政府かということを超えていかざるを得ないのだと思います。大きいか小さいかではありません。総力戦なんです。自分達の地域をどのように守っていくかという観点で考えると、グローバルな経済に、地域社会は飲み込まれてしまいます。そういう中で自分たちの地域をどう総力戦でやっていくか。イギリスではビッグソサエティと言い出していますが、大きい小さいじゃない、大きい社会というものをどういうふうに作っていくかというのを政策的なターゲットとして言い始めています。今後、多彩な委員の皆さんと、東近江市というまちの中で、暮らしに即したり、コミュニティに即したり、色々な事例を取り上げながら、楽しく議論を深めることができるものと、ワクワクしています。本日は、ありがとうございました。

(事務局)

【事務連絡の後、事務局より、閉会の挨拶】

【次回の開催日は、8月6日の19時30分から】

【協働についてのお伺いシートの協力願いをした】

閉会